仙台塩釜港仙台区における航路標識の再配置及び航泊禁止の措置

宮城海上保安部

令和４年１２月１日から当面の間、仙台塩釜港仙台区南側海域の一部を港則法第３９条第１項の規定により船舶の航泊を禁止します。
また、宮城県が設置している簡易標識（灯浮標）を南防波堤と沖防波堤の間に１基移設しますので、接触事故等がないようご注意ください。

【航路標識の再配置】
宮城県が設置している簡易標識（灯浮標）を再配置
設置位置：仙台南防波堤灯台から99度370m
（北緯38度15分54秒　東経141度03分04秒）
※移設時期は、令和４年１１月中に移設される予定

【航泊禁止の措置】
仙台塩釜港仙台区における船舶交通の安全のため、下記により航泊禁止とする。
ただし、汽艇等※及び港長が許可した船舶を除く。
１．期間：令和４年１２月１日から当面の間
２．区域：イロハニホ各地点を順次に結んだ線及び
仙台沖防波堤により囲まれた海域
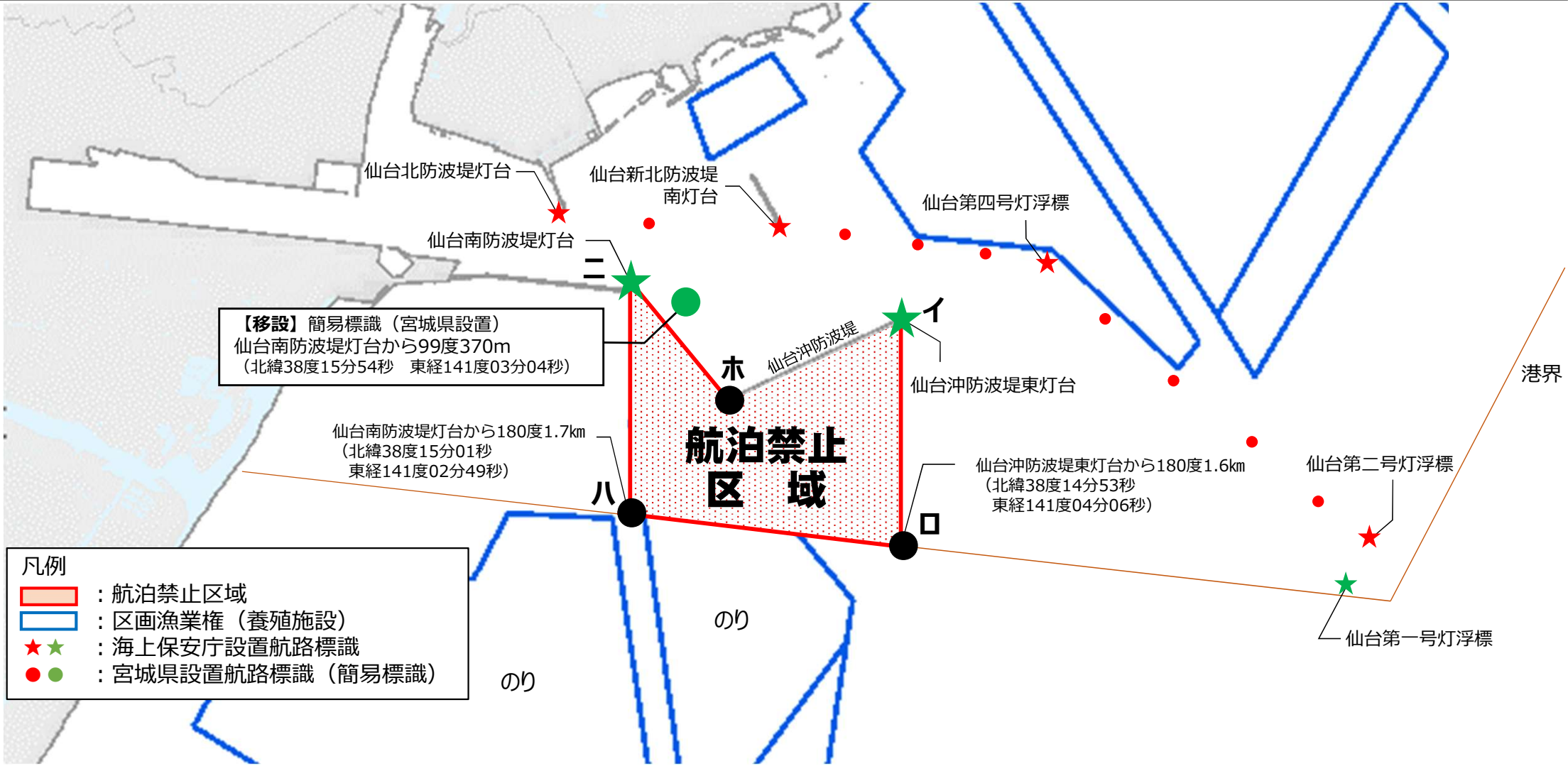
※汽艇とは
総トン数20トン未満の汽船を言う
具体的には、漁船、プレジャーボート、
作業船等の動力船が該当